

**「地域イノベーション創出総合支援事業」
重点地域研究開発推進プログラム
(育成研究)
募集要項
(平成21年度)**

インターネットによる公募受付締切日

平成21年8月6日(木) 正午

応募書類の郵送締切日：8月6日(木)当日消印有効

【ご注意】

本事業への応募にあたっては、事前に「e-Rad(府省共通研究開発管理システム)」への「所属研究機関の登録」「研究者の登録」が必要となります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。(公募受付期間前でも登録手続きが可能です。)

平成21年6月

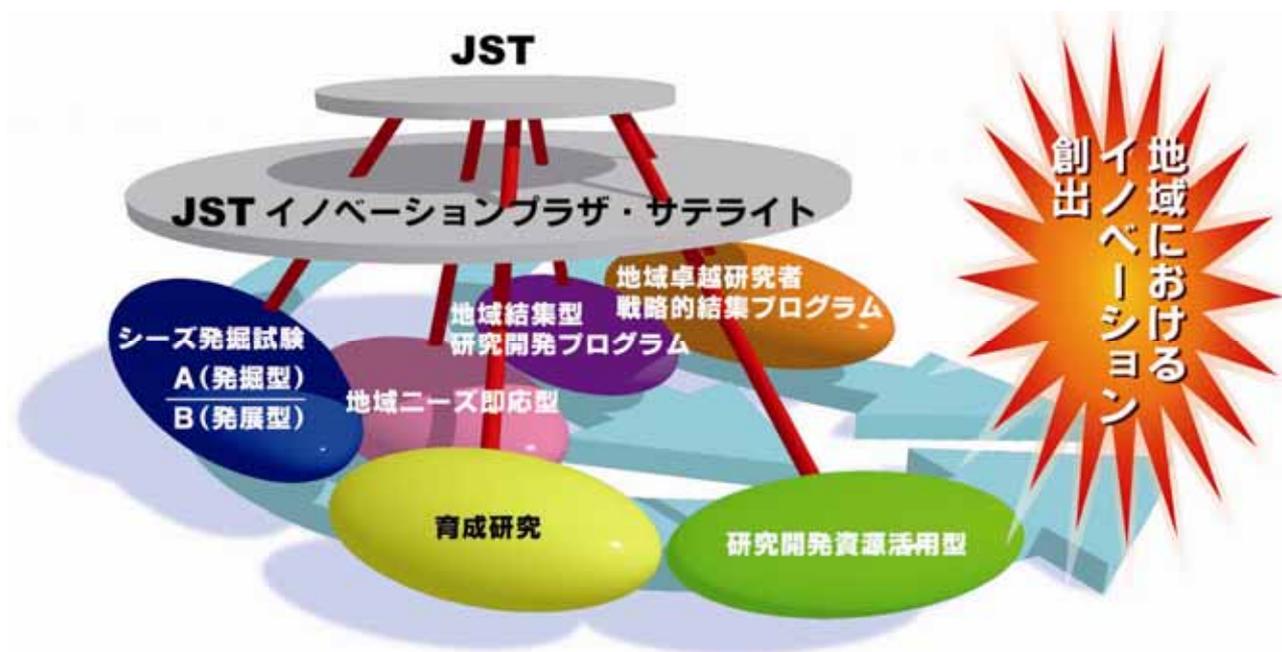
独立行政法人科学技術振興機構(JST)
地域事業推進部

目次

1 . 育成研究の概要.....	2
2 . 応募の概要.....	5
3 . 委託研究費の支出について.....	7
4 . 審査.....	9
5 . 応募・審査スケジュール.....	11
6 . 採択後の代表研究者等の責務等.....	12
7 . 応募にあたっての留意点.....	14
8 . 応募書類の提出方法.....	20
9 . 申請書記入要領.....	32
10 . 育成研究応募に関するQ & A.....	34
(様式) 申請書.....	38
別表1 . 研究分野表.....	52
別表2 . キーワード表.....	53
参考1 . 間接経費の取扱い等について.....	55
参考2 . J S Tは男女共同参画を推進しています！.....	56
お問い合わせ・応募書類送付先一覧	

地域イノベーション創出総合支援事業について

全国に展開している JST イノベーションプラザ・サテライト（以下、プラザ・サテライト）を拠点として、自治体、他府省庁、JST の基礎研究や技術移転事業等との連携を図りつつ、シーズの発掘から実用化までの研究開発を切れ目なく行うことにより、地域におけるイノベーションの創出を総合的に支援します。



「育成研究」の位置づけ

育成研究は、地域イノベーション創出総合支援事業において、シーズ発掘試験等で得られた研究成果を地域の産学官共同研究により育成し、地域におけるイノベーションの創出を目指して実施するものです。全国16カ所に設置されたプラザ・サテライト各館で募集・選考を実施し、各館の館長のもと科学技術コーディネータ等が研究グループに参画し、企業化等の視点からの助言、情報提供等の支援を行い、効率的に研究を推進することを特徴とします。育成研究終了後は、研究開発資源活用型やその他の制度を積極的に活用し、研究成果が企業化されることを期待します。

1. 育成研究の概要

(1) 育成研究の目的

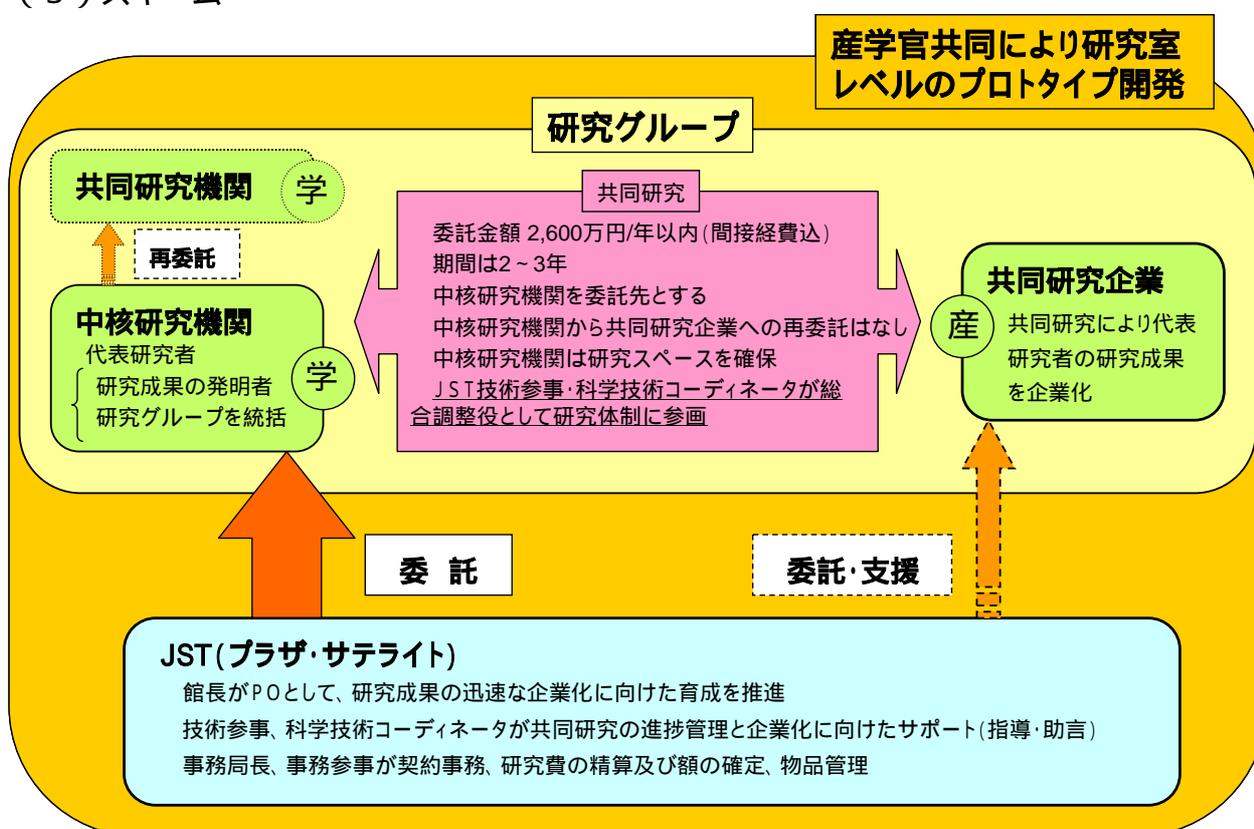
育成研究は、地域の産学官共同研究により、大学等()の研究成果を企業化に向けて育成し、地域におけるイノベーションの創出を目指します。

()「大学等」とは、国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立試験研究機関、公設試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人を表します。

(2) 対象課題

大学等の研究成果（特許等）に基づくものであり、数年以内に企業化開発に移行することが見込まれ、企業化に向けての試験研究を必要とする課題が対象となります。

(3) スキーム



(4) 実施体制

中核研究機関(大学等)

代表研究者の所属する大学等の研究機関であり、本研究推進の中核となり、独立行政法人科学技術振興機構(以下、JST)との委託研究契約のもと試験研究を行います。

共同研究企業(企業)

中核研究機関との共同研究及び研究成果に基づく企業化を担当します。必要に応じてJSTと委託研究契約を締結します。

共同研究機関（大学等）

必要に応じて研究課題に参加する大学等で、中核研究機関や共同研究企業と分担して研究を推進します。必要に応じて中核研究機関と再委託研究契約を締結します。

JSTイノベーションプラザ・サテライト

新規研究課題の募集・採択を行い、中核研究機関と委託研究契約を締結します。必要に応じて共同研究企業とも委託研究契約を締結します。さらに、共同研究企業に対しては、研究計画に基づいてJSTが直接執行することが明らかに効率的である場合には、物品購入代行等の支援を行います。

研究開始後は、プログラムオフィサー（以下、PO）（ ）ほかスタッフが、研究報告会（プロジェクトミーティング）等への参加や定期的な進捗確認を行います。特に技術参事・科学技術コーディネータは、大学等と企業の連携や協力体制の構築に向けて、総合的に調整を行います。また、研究課題の進捗管理により、技術的課題・製品化に際しての問題点等を整理し、プロジェクトへ指導・助言を行い、研究課題の推進を加速します。研究終了後は、他の競争的研究資金へのつなぎこみに際しての助言等も行います。

POは中間評価、事後評価を行います。また、研究終了後3年が経過した時点で、研究成果の企業化や活用状況に関する追跡調査を行います。

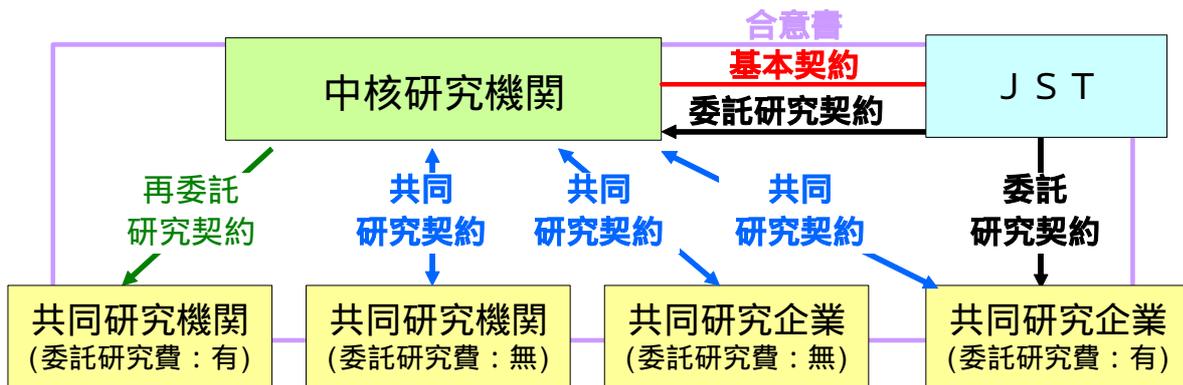
各研究課題の担当は、中核研究機関が所在する地域のプラザ・サテライトです。プラザ・サテライトの所管地域は、以下の通りです。所管地域は変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

- プラザ北海道 : 北海道
- プラザ宮城 : 宮城県、山形県、福島県
- プラザ石川 : 富山県、石川県
- プラザ東海 : 岐阜県、愛知県、三重県
- プラザ京都 : 京都府、奈良県
- プラザ大阪 : 大阪府、兵庫県、和歌山県
- プラザ広島 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- プラザ福岡 : 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県
- サテライト岩手 : 青森県、岩手県、秋田県
- サテライト茨城 : 茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- サテライト新潟 : 群馬県、新潟県
- サテライト静岡 : 山梨県、長野県、静岡県
- サテライト滋賀 : 福井県、滋賀県
- サテライト徳島 : 徳島県、香川県
- サテライト高知 : 愛媛県、高知県
- サテライト宮崎 : 大分県、宮崎県、鹿児島県

（ ）プログラムオフィサー（PO）：

研究開発分野に関し専門知識や研究経験を有し、高度な専門知識に基づく判断ができるとともに、研究開発の動向を把握し、広い人的ネットワークを有していることを要件としてJSTが指名する者。競争的資金による制度の運営方針作成、評価結果に基づく課題候補案の作成、選定課題の執行管理等を任務とし、本制度ではプラザ・サテライトの館長がこの任にあたります。

(5) 契約形態



基本契約【複数年度契約】

JSTと中核研究機関との間で、研究開始時に策定する全研究期間の計画書をもとに、基本契約を締結します。

委託研究契約【単年度契約】

JSTと中核研究機関（必要に応じて共同研究企業）との間で、年度ごとに策定する計画書をもとに、委託研究契約を締結します。

再委託研究契約【単年度契約】

中核研究機関と共同研究機関との間で、必要に応じて再委託研究契約を締結します。なお、中核研究機関から共同研究企業への再委託はできません。

共同研究契約【単年度契約】

中核研究機関と共同研究機関（再委託先を除く）・共同研究企業との間で、それぞれ共同研究契約を締結します。

合意書【複数年度契約】

本研究課題に参加する全ての機関で（JST・中核研究機関・共同研究機関・共同研究企業）知的財産権及び守秘義務等に関する合意書を締結し、研究を推進します。

2. 応募の概要

(1) 応募の要件

応募にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

- ・大学等の研究成果に基づいていること。
- ・企業化を前提とした試験研究であること。
- ・企業化の際に実施許諾が可能な特許等() (原権利) を出願済みあるいは出願準備中であること。
()特許の他、実用新案権、回路配置利用権、育成者権等が含まれます。
- ・企業化の障害となる先願特許等や他の企業化実施例がなく、研究課題の実施及び将来的な企業化について、原権利の所有者の同意が得られていること。
- ・大学等と企業との連名で応募すること。
複数の大学等や企業が参加する場合でも応募ができます。効率的に研究を推進することが可能な共同研究体制を構築してください。

(2) 申請者の要件

申請者は以下の要件を満たす必要があります。

代表研究者

- ・研究課題の基となる研究成果の創出にかかわった者であること。(原権利が特許の場合はその発明者であること。)
- ・研究期間中、日本国内の大学等に常勤の研究者として所属していること。
()上記に該当しない場合は、別途ご相談ください。

共同研究企業

- ・大学等の研究成果を利用して企業化するにあたり、必要となる研究基盤や体制を有していること。
- ・企業に所属する研究者が研究課題の開発分担研究者となること。
- ・国内に法人格を有すること。

(3) 募集期間

平成21年6月24日(水)から平成21年8月6日(木)正午まで

(4) 採択予定件数

各プラザ・サテライト 2課題程度

(5) 委託研究費の額

1課題あたり1年度2,600万円以内(間接経費を含む)

なお、各年度の予算の都合により、委託研究費の額を変更することがあります。

(6) 研究実施期間

平成 2 2 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 4 年 3 月 3 1 日 (2 年間)

平成 2 2 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 5 年 3 月 3 1 日 (3 年間) のいずれかを選択できます。

(7) 研究実施場所

中核研究機関及び共同研究企業が主たる研究実施場所となります。ただし、プラザが所管する地域においてはプラザの研究室を利用することが可能です。

(8) 応募方法

- ・事前に中核研究機関及び代表研究者を「府省共通研究開発管理システム (e-Rad) 」へ登録する必要があります。
- ・応募にあたっては、e-Rad による申請手続と応募書類の郵送手続の両方が必要となります。応募手続及び申請書作成の詳細については「 8 . 応募書類の提出方法」「 9 . 申請書記入要領」をご参照ください。

3. 委託研究費の支出について

(1) 委託研究費

JSTは、中核研究機関及び必要に応じて共同研究企業と委託研究契約（単年度）を締結します。

委託研究費 : 2,600万円/年度以内（間接経費を含む）

研究期間 : 2年間または3年間

委託研究費は、直接経費と間接経費の総額となります。はじめに直接経費を積算し、次に直接経費の30%（共同研究企業においては30%以下）を間接経費として算出してください。

実際に支出される委託研究費の額は、採択後、申請書類に記載された計画等を審査した結果等に基づき協議の上調整させていただくことがありますので予めご了承ください。

直接経費

物品費

研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用

旅費

代表研究者や参加研究者の旅費

外部研究者の招聘旅費、及び企業研究者の旅費はJSTが必要と認めた場合に限り支出できます。

謝金等

- ・本研究を遂行するために、大学等において新たに雇用する研究員・技術員・研究補助者等の人件費
 - ・外部研究者の技術指導等の謝金
- 共同研究企業に所属する者の人件費は支出できません。

その他

上記の他、本研究を遂行するために必要な経費

- ・研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用）、会議費（会場借料等）、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、書籍購入費など

共同研究企業から設備・消耗品等を購入する場合や、共同研究企業に役務を外注する場合は、JSTが承認の上、製造原価分が経費として認められます。

間接経費

研究開発に関連した環境の改善や機能向上のために委託先機関の責任の下で使用される経費をいいます。間接経費の取扱いは、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成21年3月27日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（参考1）を参照してください。

(2) 直接経費から支出できない経費

研究の実施に関連のない経費

研究の遂行に必要な経費であっても、次の経費は支出することができません。

- ・ 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ・ 研究期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 研究課題に関わる研究開発を共同研究機関以外の第三者に再委託する経費（ただし物性評価等、研究効率向上のために外注する経費はこれに当たらない。）
- ・ 大学等において研究開発に従事する研究員・技術員・研究補助者以外の人件費
- ・ 共同研究企業に所属する者の人件費
- ・ 食事代、懇親会費、学会等の年会費
- ・ 特許出願等に関わる経費
- ・ 合理的な説明のできない経費

(例) 研究期間内での消費見通しを越えた極端に大量の消耗品購入のための経費

(3) 中核研究機関からの再委託・J S Tから企業への委託

必要に応じて中核研究機関から共同研究機関へ研究の一部を再委託することが可能です。

なお、中核研究機関から共同研究企業への再委託は認められません。共同研究企業に対してはJ S Tから直接委託します。

原則として、共同研究機関への再委託と共同研究企業への委託の合計額は、課題全体の委託研究費の50%を上回ることはできません。

4. 審査

(1) 審査の方法

審査は、各プラザ・サテライトのアドバイザリグループ（外部有識者）（ ）により実施されます。

申請者から提出された応募書類の内容について、POがアドバイザリグループの協力を得て、「(3) 審査における評価基準」に基づき審査します。なお、審査の過程において、申請内容等について問い合わせ等を行う場合があります。

審査は非公開で行われますが、申請者との利害関係者は当該課題の審査を担当しません。

審査に携わる評価関係者は、一連の審査で取得した一切の情報を、評価関係者の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守する事が義務づけられております。

なお、審査の経過は通知しませんし、お問い合わせにも応じられません。提出された申請書類等の審査資料は返却しませんので、ご了承ください。

() アドバイザリグループ：POによる課題評価を適正かつ円滑に進めるために設置される外部有識者グループ。

(2) 審査の手順

審査は次の手順により実施されます。

形式審査

提出された応募書類について、応募の要件（申請者の要件、申請金額、応募に必要な書類の有無、研究費の不正使用・研究活動の不正行為による申請資格の制限等）を満たしているかについて審査します。

応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

書類審査

POがアドバイザリグループの協力を得て、書類審査を実施します。その結果をもとに面接審査を実施する課題を選定します。

面接審査

POがアドバイザリグループの協力を得て、面接審査を実施します。なお、面接審査には代表研究者の他、企業の研究者にも出席頂きます。

採択課題の決定

面接審査におけるPOの評価結果をもとにPD（ ）が採択候補課題を決定し、JSTが採択課題を決定します。

() PD：科学技術に関して優れた学識経験を有し、競争的資金制度の運用及び研究開発課題の評価等に関しての見識を有していることを要件としてJSTが指名する者。競争的資金による制度の運営方針の決定、評価結果に基づく課題候補の決定等を任務とします。

(3) 審査における評価基準

審査（形式審査を除く。）は、以下の観点に基づき総合的に実施します。本制度は、大学等の研究成果を企業化に向けて育成することを目的としていることから、審査においては、「企業化構想」等についても考慮します。

課題の新規性および優位性：研究課題の技術内容に革新的なものがあり、かつ、その成果の活用について市場性が期待されること。

研究実施計画の妥当性 : 企業化に向けた育成研究として、適切な試験研究実施計画であること。

その他事業目的を達成するために必要なこと

(4) 審査結果の通知等

書類審査の結果、面接審査の対象となった研究課題の代表研究者に対し、書面にてその旨を通知するとともに、面接審査の開催要領・日程等について通知します。

書類審査、面接審査の各段階で不採択となった研究課題の代表研究者に対し、その都度、書面にて通知します。

面接審査の結果、採択となった研究課題の代表研究者に対し、書面にてその旨を通知します。また、研究開始の手続についてご連絡します。

採択課題については、研究課題名、代表研究者名(所属機関・部署・役職を含む)、共同研究機関名・共同研究企業名、研究要旨をホームページ等で公表します。不採択の場合はその内容の一切を公表しません。

応募情報の管理については、「7. 応募にあたっての留意点(9) 応募情報及び個人情報の取り扱い」を参照してください。

審査の透明性及び公平性を高めるため、POについてホームページ等で公表します。

5 . 応募・審査スケジュール

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への中核研究機関及び研究者の登録	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) に未登録の中核研究機関は、e-Rad への機関登録を行ってください。 ()e-RadのID、パスワード取得には時間を要しますので、中核研究機関の事務代表者は、余裕を持って(公募締切の少なくとも2週間以上前を推奨)本システムへ登録してください。 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) e-Radポータルサイト : http://www.e-rad.go.jp/ e-Rad の ID、パスワードを取得しましたら、 <u>e-Rad から、応募する際に代表研究者となる方の研究者登録を行ってください。</u>
応募書類の受付	平成21年6月24日(水) ~ 8月6日(木) 正午 所定様式を使って応募書類を作成の上、e-Rad から申請してください。 一部の書類は要郵送、詳細は「8 . 応募書類の提出方法(7)」をご参照ください。
形式審査	平成21年8月
書類審査	平成21年8月~9月
書類審査結果通知	平成21年10月
面接審査	平成21年10月~11月
面接審査結果通知	平成22年1月下旬
採択課題の発表 契約調整	平成22年1月下旬 委託研究契約の締結にあたり、各機関では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。(7 . 応募にあたっての留意点(8)参照)
研究開始	平成22年4月1日

上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがあります。

6. 採択後の代表研究者等の責務等

応募課題が採択された代表研究者及び参加研究者は、研究の実施及び委託研究費の執行にあたって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 研究の推進

代表研究者は、研究遂行上のマネジメントや成果の公表など研究推進全般について責任を持つ必要があります。

特に、計画書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て代表研究者が取り纏めて行う必要があります。

(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

JST と委託研究契約を締結する企業とその主たる参加研究者、中核研究機関と再委託契約を締結する大学等とその主たる参加研究者について、応募時に e-Rad へ未登録の場合、採択後すみやかに登録する必要があります。

(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書」の提出

JST と委託研究契約を締結する中核研究機関・企業は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書」を文部科学省に提出する必要があります。詳細については、「7. 応募にあたっての留意点（8）」をご参照ください。

(4) 委託研究費の経理管理

委託研究費は国の予算から支出されているため、会計検査の対象であり実地検査が行われる場合もありますので、十分ご留意頂くとともに、実地検査等への対応をお願いします。

JST と委託研究契約を締結した大学等・企業は、委託研究費の経理管理状況を常に把握するとともに、委託研究費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。支出した金額、その内容を計画書の区分・項目毎に整理し、証拠書類と対応づけられるように管理してください。証拠書類は精算確認のために提出を求めることがあります。

(5) 実施管理

研究期間中、JST は研究課題の目的が達成されるよう実施管理を行い、特にプラザ・サテライトが進捗状況について適宜確認（現地調査を含む）し、技術参事・科学技術コーディネータ等が企業化等の視点からの助言、情報提供等の支援を行います。中核研究機関は、研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況についての報告を研究期間中、定期的または随時提出する必要があります。

(6) 評価

アドバイザーグループ等及びPOにより、中間評価及び事後評価を実施します。評価者は、代表研究者から毎年度提出される報告書及びヒアリングにより、当該研究の採択時の目標・計画が確実に遂行されたかどうかの評価を行います。また、研究終了後3年が経過した時点

で、成果の発展や活用、企業への技術移転や地域イノベーション創出状況に関する追跡調査を実施します（その際、必要に応じて現地調査を実施します）。そして、追跡調査結果をもとに、本制度の追跡評価を実施します。事後評価結果及び追跡評価結果については、JSTのホームページ等で公表します。

()アドバイザーグループ等には、評価の過程で取得した一切の情報について、秘密保持を遵守することが義務づけられています。

(7) 取得物品の帰属

委託研究費により取得した研究設備等の所有権は、研究期間中JSTに帰属します（委託先機関には帰属しません）。

当該設備等は、委託先機関が購入に関わる手続きを行い、JSTが無償で貸与する形となります。なお、これら設備等は、委託先機関における善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります（研究課題の遂行以外の業務に使用することはできません）。

(8) 知的財産権の帰属、譲渡等

本研究により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権及びノウハウ等）については、「産業技術力強化法（平成12年法律第44号）」第19条の条文（日本版バイドール条項）を適用し、同条文に定められた一定の条件の下で、原則発明者の持分に依りて、当該発明者の所属機関に帰属します。これらの知的財産権に係る成果が得られたときには、JSTに報告する必要があります。

また、研究期間中は、原権利及び本研究により得られた知的財産権について、原則として第三者へ譲渡・実施許諾等を行わないものとします（ただし、研究課題の企業化の障害とならないとJST及び研究グループが認めた場合は第三者へ譲渡・実施許諾等することが可能です。）。

(9) 研究成果等の発表

本研究により得られた成果については、知的財産権の確保に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。研究終了後、研究成果を、一般を対象とした研究成果報告会にて報告していただきます。またJSTから成果の公開・普及の発信に協力を依頼させていただく場合があります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前にJSTに連絡するとともに、本制度による成果であることを必ず明記し、公表した資料についてはJSTに提出してください。

7. 応募にあたっての留意点

(1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国または独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本制度において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、または経費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・実質に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本制度への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

過度の集中に対する措置

本制度に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者または研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本制度において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本制度への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（または採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

他の競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、申請書の「公的機関の研究助成・補助金等リスト」(様式 3) にその内容を記載してください。

他制度への提案内容等との不合理な重複もしくは過度の集中があった場合、または記入内容について事実と異なる記載をした場合、研究課題を不採択、採択取消しまたは減額配分とすることがあります。

他の競争的資金制度への応募段階(採択が決定していない段階) での本制度への応募は差し支えありませんが、上記の不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、または採択が決定している場合、同一課題名または提案内容で本制度に応募することはできません。

(3) 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。) への措置については以下のとおりとします。

研究費の不正使用等が認められた場合の措置

() 契約の解除などの措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

() 申請及び参加() の制限

本制度の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本制度への申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等) を提供する場合があります。(他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限されることとなる可能性があります。)

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する、本制度における申請及び参加の制限の期間は、研究費等の執行停止等を行った日以降における、その日の属する年度及び翌年度以降 2 年以上 5 年以内の間で、不正使用等の内容を勘案して相当と認められる期間とします。

研究費等の他の用途への使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究事業等に関連する研究等の遂行で不必要な用途に使用した場合	2年
2 研究等に関連する研究等の遂行で研究事業等の目的と相違する用途に使用した場合	3年
3 研究等に関連しない用途に使用した場合	4年
4 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合	4年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 1から4にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	5年

() 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用。以下、「不正行為等」という。）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）に基づき、以下の通りとします。

研究活動の不正行為等が認められた場合の措置

() 各制度ごとの措置

契約の解除・変更、委託費の返還

競争的資金の適正な執行に関する指針（平成18年11月14日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究活動の不正行為等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、研究活動の不正行為等の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

() 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本制度への申請及び参加を制限します。また、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正行為等の概要（不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合があります。

措置の対象者	制限される期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

(5) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国または独立行政法人が所管している他の競争的資金制度()において、研究費の不正使用等または研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成21年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成21年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

()現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/09ichiran.pdf>

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(7) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、研究課題終了年度の翌年度から5年間適切に保管しておくこと。

(8) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の委託契約にあたり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められないことがあります。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託研究契約締結予定日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08191222/001.htm

提出期限等、報告書提出の詳細は、採択決定後、JST 総務部研究機関監査室より文書にてお知らせいたします。

ただし、平成 21 年 4 月以降、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、当該研究機関の府省共通研究開発管理システム（e-Rad）における研究機関番号、既に提出していること及び提出日（郵送の場合は発送日）を申請書に記載してください。

また、平成 23 年度以降も継続して研究課題を実施する場合は、平成 22 年秋頃に、再度報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご留意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成 19 年 5 月 31 日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

（ 9 ） 応募情報及び個人情報の取扱い

応募情報の管理について

応募書類等の提出物は審査のために利用します。なお、審査には J S T 内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名など各制度の公募要領で、公表することを明記されている情報、代表研究者名、予算額及び実施期間）については、

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜 J S T のホームページにおいて公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。ただし、採否に関係なく応募時に同意いただいた課題に限り、研究課題名、代表研究者氏名、所属機関名、及び研究要旨を、他の公募事業や企業への橋渡しを目的とした J S T のコーディネート活動のためのデータとして登録し、各研究機関・企業へ紹介させていただきます。

個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）詳しくは下記ページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a_05_f.htm

- ・ 審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- ・ 審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。
- ・ J S T が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

(10) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)からの政府研究開発データベース()への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

() 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

(11) その他

応募にあたっては、生命倫理及び安全の確保、または実験動物の取扱いに関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。実施機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究、及び共同研究企業から国等への届出・申請等が必要な研究の有無を確認してください。また、これらに該当する研究については、開始時までには必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。

- ・ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- ・特定胚の取扱いに関する指針(平成21年文部科学省告示第83号)
- ・ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成21年文部科学省告示第84号)
- ・ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- ・医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- ・手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- ・疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- ・遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- ・臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)

文部科学省、環境省の法令等については、下記ホームページをご参照ください。

文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm

環境省ホームページ「動物の愛護と適切な管理」法令・基準等

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究または調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消しまたは研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

8 . 応募書類の提出方法

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での申請書の提出、郵送による応募書類の提出は、必ず代表研究者が行ってください。

（1）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付 審査 採択 採択課題管理 成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

<http://www.e-rad.go.jp/>

（2）研究機関の登録・研究者情報の登録

研究機関の登録

応募にあたっては、応募時までに e-Rad に中核研究機関が登録されていることが必要となります。

（なお、共同研究機関及び共同研究企業については、応募時には機関登録は不要です。ただし採択時には、中核研究機関から再委託される共同研究機関、及び J S T から委託される共同研究企業については、登録する必要があります。）

中核研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された機関を所属研究機関と称します。

研究者情報の登録

応募にあたっては、中核研究機関の事務代表者が、代表研究者として応募する研究者の研究者情報を e-Rad に登録し、ログイン ID、パスワードを取得する必要があります。

（代表研究者以外の参加研究者の登録は応募時点では不要です。ただし、採択時には登録が必要となる場合があります。）

e-Rad ポータルサイトに掲載されている所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

（3）e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

本制度に関する問い合わせは J S T の担当部署にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

地域イノベーション創出総合支援事業ホームページ及び e-Rad のポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

地域イノベーション創出総合支援事業ホームページ：

<http://www.jst.go.jp/chiiiki/index.html>

e-Radポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先一覧)

制度・事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出に関する問い合わせ	巻末の【お問い合わせ・応募書類送付先一覧】 をご覧ください。
e-Radの操作方法に関する 問い合わせ	e-Radヘルプデスク TEL：0120-066-877 午前9:30～午後5:30 土曜日、日曜日、祝祭日を除く

(4) e-Rad の利用可能時間帯

(月～金) 午前6：00～翌午前2：00まで

(日曜日) 午後6：00～翌午前2：00まで

土曜日は運用停止とします。

なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、e-Radポータルサイトにて予めお知らせします。

(5) システムを利用した応募の流れ

中核研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

中核研究機関で1名、事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請を併せて)行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って登録手続きをしてください。

参照URL：<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

中核研究機関が行います

電子証明書のインポート

システム運用担当から所属研究機関通知書(事務代表者のシステムログインID、初期パスワード)、電子証明書が届きます。作業用PCに電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログインID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル第1.20版 2.1

中核研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、研究者情報の登録

e-Rad上で、部局情報、事務分担者(設ける場合)、研究者(応募する際に代表研究者となる方)を登録し、研究者用のID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル第1.20版 2.2, 2.3, 2.4, 2.5

代表研究者が行います

公募要領・申請様式の取得

e-Rad上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、地域イノベーション創出総合支援事業ホームページから当該ファイルをダウンロードします。

参照マニュアル：研究者用マニュアル第1.20版 2.1, 2.3

代表研究者が行います

応募情報の入力と提出

e-Rad上で、必要事項を入力の上、申請書をアップロードします。

参照マニュアル：研究者用マニュアル第1.20版 2.3

()本制度では、中核研究機関の承認手続処理を必要としないため、代表研究者から直接JSTへ提出されることとなります。

郵送が必要な書類

JSTにて応募情報を受理

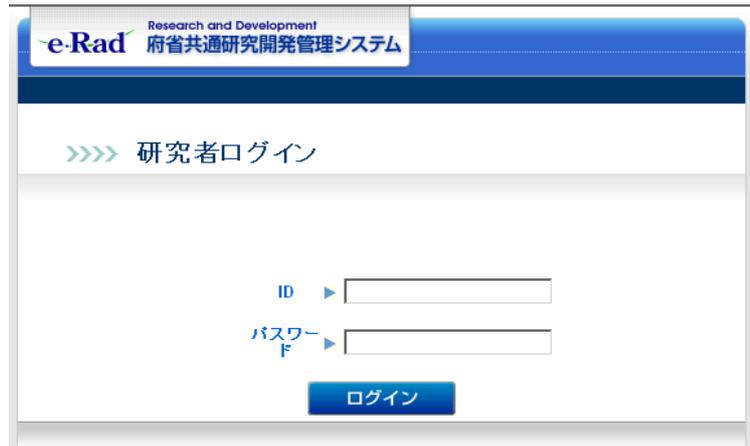
(6) e-Rad の操作方法及び注意事項

申請書様式のダウンロード

e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から、利用規約を必ず確認の上、研究者用マニュアル(共通)最新版をダウンロードしてください。

「研究者ログイン画面」

e-Rad 研究者向けページから e-Rad へログインしてください。「ログイン情報通知書」のログイン ID、パスワードを入力してください。パスワードは変更できます。



「研究者向けメニュー」画面

「公募一覧」をクリックしてください。



「配分機関情報一覧」画面

独立行政法人科学技術振興機構の「応募情報入力」をクリックしてください。

府省庁名	配分機関名	公募一覧
内閣府本府	内閣府	◆ 応募情報入力
総務省	総務省	◆ 応募情報入力
総務省	消防庁	◆ 応募情報入力
総務省	消防庁消防大学校消防研究センター	◆ 応募情報入力
総務省	独立行政法人情報通信研究機構	◆ 応募情報入力
文部科学省	文部科学省	◆ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人物質・材料研究機構	◆ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人防災科学技術研究所	◆ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人放射線医学総合研究所	◆ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人科学技術振興機構	◆ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人日本学術振興会	◆ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人理化学研究所	◆ 応募情報入力

「受付中公募一覧」画面

公募要領、申請書様式をダウンロードしてください。

公募名	公募要領	申請書様式	URL	募集要領の有無	応募受付開始日	募集内締切日	応募受付終了日	応募情報入力
平成27年度 重点戦略研究 事業推進に つなぐ公募研 究	Word (Doc)	Word (Mac)	URL		2000年 月 日		2000年 月 日	◆ 応募情報入力

申請書の作成

申請書の記入方法に関する注意事項は、「9. 申請書記入要領」をよく確認してください。

申請書の作成に関する注意事項について、以下に一部を記載しますが、全てを網羅しておりませんので、e-Radポータルサイトを必ず確認してください。

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/doc/teiansho.html>

- ・申請書（様式1～4）は「Word」「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。なお、Word 2000以降、Adobe Acrobat Reader (Adobe Reader) 5.0以降のバージョンで作成されたものでないと、アップロードがうまくできない場合があります。
- ・「Word」「PDF」のパスワードの設定は行わないでください。
- ・「Word」の変更履歴は削除してください。
- ・申請書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「JPEG」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。

- ・アップロードできるファイルの最大容量は3MBです。複数のファイルをアップロードすることはできません。
- ・外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性があります。利用可能な文字に関しては、e-Radポータルサイトを参照してください。変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。

応募情報の入力及び申請書のアップロード
「受付中公募一覧」画面

応募したい公募名の「応募情報入力」をクリックしてください。



「応募条件」画面

画面に表示された注意事項を確認の上、「承諾して次へ進む」をクリックしてください。



「応募情報登録【研究者情報の確認】」画面

登録されている研究者情報を確認し、「次へ進む」をクリックしてください。

(本システムから自動送信される受理通知メールは、この画面に表示されているメールアドレス宛に送信されます。アドレスがご自分のものでない場合は、以下の補足を参照してください。)



(補足)「応募情報登録【研究者情報の確認】」画面に表示されるメールアドレスの修正

・この画面に表示されているアドレスは、研究者の「申請時連絡先」として e-Rad に登録されているものです。申請書に修正依頼がかかった時や、提案の受付状況が変更された時、システムから自動配信されるメールはこのアドレス宛に送信されます。

・このアドレスをご自分のものに修正する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。

「応募情報登録【研究共通情報】の入力」

画面

研究者用マニュアル [2.3-6]

新規継続区分：新規を選択

課題 ID：入力不要

研究開発課題名：申請書様式 1 の「課題名称」を入力

研究期間（開始）：2010

（終了予定）：2011（2 年間の場合）

2012（3 年間の場合）

主分野、副分野 1 ~ 3：

申請書様式 1 の「課題の技術分野」の「主分野」「副分野」の番号をそれぞれ入力（4 桁数字なので 3 桁の場合手前に 0 を）

研究キーワード 1 ~ 5：申請書様式 1 の「キーワード」の番号を入力

（3 桁数字なので 1 桁 2 桁の場合手前に 0 を）

研究目的：「申請書参照」と入力

研究概要：申請書様式 1 の研究要旨（公開用）200 字から転記

Research and Development
e-Rad 研究共通研究開発管理システム

>>>> 応募情報登録【研究共通情報の入力】

研究者情報の確認>> 研究共通情報の入力>> 研究個別情報の入力>> 応募時手続の入力>> 研究結果情報の入力>> 応募・異入状況の入力>> 応募情報の変更の指定>> 入力情報の確認

項目に入力しては、確認をリフレッシュしてください。

*印のついた項目は必須項目です。

年度	2010年度
配分機関名	独立行政法人科学技術振興機構
課題名	重点地域研究開発推進プログラム
事業名	育成研究
新規継続区分	<input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 継続
課題ID	<input type="text"/> (新規継続区分が継続の場合は必須項目です。)
研究開発課題名	<input type="text"/>
研究種別	応用研究、開発研究
研究期間 (開始)	<input type="text"/> 年度 ~ (終了予定) <input type="text"/> 年度
主分野	{コード} <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/>
副分野1	{コード} <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/>
副分野2	{コード} <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/>
副分野3	{コード} <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/>
研究キーワード1	{コード} <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> ※「その他」の機会のみ入力してください
研究キーワード2	{コード} <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> ※「その他」の機会のみ入力してください
研究キーワード3	{コード} <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> ※「その他」の機会のみ入力してください
研究キーワード4	{コード} <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> ※「その他」の機会のみ入力してください
研究キーワード5	{コード} <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> ※「その他」の機会のみ入力してください
研究目的	<input type="text"/>
研究概要	<input type="text"/>

キャンセル 戻る 一時保存 **→ 次へ進む**

>>最後に「次へ進む」をクリックしてください。

「応募情報登録【研究個別情報の入力】」画面

研究者用マニュアル[2.3-8]

プラザ・サテライト、所属区分、連絡先〒、連絡先住所、連絡先電話番号、E-mail アドレスを説明に従って入力してください。

>>最後に「次へ進む」をクリックしてください。

「応募情報登録【応募時予算額の入力】」画面

研究者用マニュアル[2.3-9]

直接経費・間接経費（中核研究機関分）：申請書様式1の「所要経費」から、中核研究機関が執行する各年度の直接経費・間接経費をそれぞれ千円単位で入力してください。

直接経費・間接経費（共同研究機関・共同研究企業分）：

- 共同研究機関・共同研究企業が執行する直接経費・間接経費がある場合、一つにまとめた金額を入力してください。

研究期間が2年間の場合には、平成24年度は「0」のままとしてください。

>>「計算」をクリックし、最後に「次へ進む」をクリックしてください。

「応募情報登録【研究組織情報の入力】」画面

研究者用マニュアル[2.3-10]

直接経費・間接経費：

全研究期間を通しての中核研究機関分の直接経費総額・間接経費総額を入力してください。

エフォート：

研究者の年間の全仕事時間（研究、教育、医療活動等を含む）を100%とした場合、本研究に必要な時間の配分率（%）を入力してください。

さい。

申請書様式1「参加研究者」の代表研究者のエフォートを入力してください。

1. 専門分野：入力不要

3. 役割分担：入力不要

(「追加」ボタンはクリックしないでください。)

>>最後に「次へ進む」をクリックしてください。

「応募情報登録【応募・受入状況の入力】」画面

研究者用マニュアル[2.3-12]

入力は不要です。

>>「次へ進む」をクリックしてください。



「応募情報登録【応募情報ファイルの指定】」画面

研究者用マニュアル[2.3-14]

作成した申請書ファイルを選択してください。

>>「次へ進む」をクリックしてください。



「応募情報登録【入力情報の確認】」画面
研究者用マニュアル[2.3-16]

入力した情報を確認して「OK」をクリックしてください。

修正する場合は「戻る」をクリックして修正してください。

(ブラウザの「戻る」はクリックしないでください。)

画面の下部に「処理中・・・」と表示され、これまでに入力した情報と申請書ファイルが結合され、自動的にPDFファイルに変換されます。申請書ファイルが結合されない場合がありますので、必ず次画面でPDFファイルをダウンロードし、内容を確認してください。

Research and Development
e-Rad 府省共通研究開発管理システム

>>>> 応募情報登録【入力情報の確認】

研究者情報の確認>>研究共通情報の入力>>研究個別情報の入力>>応募時予算の入力>>研究経費情報の入力>>応募-受入状況の入力>>応募情報ファイルの作成>>入力情報の確認

【応募者情報(研究共通情報)】

年度	2010年度	
配分機関名	独立行政法人科学技術振興機構	
施設名	重点地域研究開発推進プログラム	
事業名	育成研究	
新築建設区分	新築	
課題名		
研究開発課題名	○○基金の開発	
研究種別	応用研究、開発研究	
研究期間	(開始) 2010年度～(終了予定) 2012年度	
主分野	(コード) 1000	(名) 自然科学一般
副分野1	(コード) 0102	(名) ライフサイエンス(医学-医療)
副分野2	(コード)	(名)
副分野3	(コード)	(名)
研究キーワード1	(コード) 034	(名) 脳神経疾患
研究キーワード2	(コード)	(名)
研究キーワード3	(コード)	(名)
研究キーワード4	(コード)	(名)
研究キーワード5	(コード)	(名)
研究目的	申請書参照	
研究概要	□□□に対するための○○基金の開発及び企業化を目指す。	

【応募者情報(研究個別情報)】

プラザ/サテライト	プラザ北海道
所属区分	国大
連絡先部署番号(半角数字)	102-6666
連絡先住所	東京都千代田区西船町5番地2
連絡先電話番号(半角数字)	03-5214-1000
E-mailアドレス(半角英数字)	YYYY@ksp.jst.go.jp

【応募者情報(応募時予算)】

使用内訳(千円)	直接経費(直接費)(千円)	平成22年度 平成23年度 平成24年度 合計			
		15,000	15,000	15,000	45,000
直接経費(直接費)(千円)	直接経費合計(中核研究機関分)	5,000	5,000	5,000	15,000
	直接経費合計(共同研究機関・共同研究企業分)	20,000	20,000	20,000	60,000
間接経費(一般管理費)(千円)	間接経費合計(中核研究機関分)	4,500	4,500	4,500	13,500
	間接経費合計(共同研究機関・共同研究企業分)	1,500	1,500	1,500	4,500
	研究経費(千円)	6,000	6,000	6,000	18,000
		26,000	26,000	26,000	78,000

【研究経費情報】

研究者氏名	所属研究機関 所属部署 職名	専門分野 学術 産学連携	直接経費(直接費) 間接経費(一般管理費) (千円)	エフォート(%)
研究代表者 (研究番号) 00000167 (フリガナ) カネ シ (漢字) 科 九	(所属研究機関コード) 9000001021 (所属部署名) その他 (職名) 教授	(専門分野) (学術) 博士 (産学) 産学	45,000	30
合計			45,000	0

【応募-受入状況】

配分機関	事業	課題	研究開発課題名	研究期間	予算額(千円)	エフォート(%)

【応募情報ファイル】

添付ファイル C:\Documents and Settings\tausunen\デスクトップ\ダウンロード(インポート)\psushiki_121.doc

「OK」ボタンをクリックしてシステムエラー画面が表示される場合は、[ヘルプ](#)までご連絡ください。

キャンセル 戻る 一時保存 **OK**

応募情報登録確認画面

研究者用マニュアル[2.3-18]

1. 「ダウンロード」ボタンをクリックして、PDF ファイルを確認してください。

(パスワードは「ログイン情報通知書」の PDF パスワード (ログイン ID) と同じ) を入力してください。)

図が正しく表示されているか、文字化けがないか等必ず確認してください。

2. 応募情報に不備がなければ「確認完了・提出」ボタンをクリックしてください。

この操作を行うと応募情報は JST へ提出されたこととなります。

JST に提出した時点で応募情報は修正することができません。

また、JST へ提出した時点で所属研究機関の事務担当者も閲覧することができます。

育成研究への応募にあたっては所属機関の代表者の同意が必要ですが、e-Rad 上での所属研究機関の承認手続き処理を必要としません。所属研究機関の事務担当者の方は期間内締切日を設定しないようにご注意ください。



e-Rad ポータルサイトでの応募状況を確認

研究者用マニュアル[2.3-23~]に従って、応募状況が「配分機関受付中」であることを確認してください。

(応募締切日は平成 21 年 8 月 6 日 (木) 正午です。)

受付状況一覧画面

研究者用マニュアル[2.3-23]

応募状況が「配分機関受付中」であることを確認してください。

応募締切日までに応募状況が「配分機関受付中」にならない応募は無効となります。



JST にて受理、e-Rad ポータルサイトで応募情報の状況を確認

- ・ JST による申請書の受理作業は平成 21 年 8 月 20 日までにを行います。
- ・ 平成 21 年 8 月 21 日以降、e-Rad の受付状況一覧画面の応募状況が「配分機関処理中」になっていることを必ず確認してください。
- ・ JST から文書またはメールでの受理通知は行いません。

受付状況一覧画面

平成21年8月21日以降、応募状況が「配分機関受付中」から「配分機関処理中」になっていることを確認してください。



(7) 応募書類の提出期限・提出先

応募にあたっては、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による申請手続、 応募書類の郵送の両方の手続が必要となります。

書類名	様式	提出方法	
		e-Rad	郵送 (紙媒体)
育成研究申請書	様式1～4	1部	1部
特許等(原権利)の出願書類の写し 1	-	-	各5部
参考文献の写し(3件以内)	-	-	各5部
共同研究企業の会社経歴書またはパンフレット 2	-	-	各5部
共同研究企業の最新の年間決算報告書または最新の有価証券報告書	-	-	各5部

1 出願準備中の特許等については出願書類を添付する必要はありません。

2 会社名、本社所在地、設立年月、資本金、役員、従業員数、事業内容、主要株主、主要取引銀行、主要販売先、会社沿革を含むものを提出してください。

e-Rad による提出期限：平成21年8月6日(木)正午

- ・上記締切の少なくとも2週間以上前に府省共通研究開発管理システム(e-Rad)へ、代表研究者及び所属研究機関の登録を完了してください。
- ・システム上、上記期限を過ぎると応募を受け付けることができませんので余裕を持って申請するようにしてください。

郵送による応募書類の提出期限：平成21年8月6日(木)(当日消印有効)
()中核研究機関が所在する地域のプラザ・サテライトにお送りください(プラザ・サテライトの所管地域については3ページ、送付先住所については巻末参照)

- ・育成研究申請書(様式1～4)はe-Radへ提出した書類と必ず同一のものを提出してください。
- ・郵送(簡易書留等)または宅配便・バイク便を利用して、配達されたことが証明できる方法でお送りください。「FAX」及び「電子メール」による提出は受け付けません。
- ・提出期限までに発送されなかった場合、または応募書類に不備があった場合には、応募が受理されない場合があります。
- ・申請書類は返却しません。

9. 申請書記入要領

e-Rad ポータルサイトより「重点地域研究開発推進プログラム(育成研究)」の申請書様式をダウンロードし、本申請書類作成要領を参考に申請書を作成してください。

府省共通研究開発管理システム(e-Rad): <http://www.e-rad.go.jp/>

- ・申請書を作成するにあたっては、指定した様式に従って簡潔かつ要領良く作成してください。様式は必要に応じて拡張していただいて構いませんが、フォーマットは変更しないようにしてください。
- ・申請書様式中、青字の部分は記入にあたっての注意事項ですので、作成時に削除してください。

様式1 申請書

・事務局記入欄

事務局の整理用ですので何も記入しないでください。

・課題名称

提案される課題内容を的確に表す名称を付けてください。研究する技術、企業化されたときのシステム、材料等が具体的にわかる名称を簡潔に記入してください。

・中核研究機関(大学等)

機関名等を省略せずに記入してください。

機関代表者	当該機関の長の名前を記入してください。 大学の場合には学長・学部長または研究科長等、企業の場合には代表取締役社長等の代表権を持つ方となります。
代表研究者	研究課題を統括するリーダーを記入してください。 代表研究者は原権利の発明者等で、研究期間中、国内の大学等研究機関に常勤の研究者として所属し、責任を持って研究課題を推進できる方を選定してください。
契約事務担当者	採択後、委託研究契約を締結する際の窓口となる事務局の方を記入してください。

・共同研究企業【必須】、共同研究機関

主たる参加研究者	当該企業または機関において、中心となって研究課題を推進する方を記入してください。
----------	--

なお、e-Rad 上から申請するため押印は必要ありませんが、各機関において本制度への応募に対する代表者の同意があることが前提となります。

様式2 特許・参考文献等リスト

企業化に必要となる特許等() (原権利) を、出願準備中のものを含めて漏れなく記入してください。

本制度では、「企業化の際に実施許諾が可能な特許等(原権利)を出願済みあるいは出願準備中であり、企業化の障害となる他の先願特許等や他の企業化実施例がなく、研究課題の実施及び将来的な企業化について、原権利の所有者の同意が得られていること。」が応募の要件となります(「2. 応募の概要(1) 応募の要件」参照)。

また、参考文献は、代表研究者等がこれまでに行った研究課題に関連する論文・学会発表のうち、代表的なものを記入してください。

()特許の他、実用新案権、回路配置利用権、育成者権等が含まれます。

様式3 公的機関の研究助成・補助金等リスト

代表研究者及び主たる参加研究者が、国または独立行政法人の競争的資金制度やその他の研究助成制度での助成について、現在受けているものの他、本年度中に申請予定、現在申請中、過去3年以内に受けたものについて全て記入してください。

様式4 関連する他者の特許・参考文献等リスト

研究課題の技術を用いて企業化を行う場合、関連すると考えられる他者の特許等、参考文献等について記入してください。

また、これらに関する調査を具体的に実施した場合は、その方法(依頼先、キーワード、使用データベース等) 結果についても欄外に記入してください。

10. 育成研究応募に関するQ&A

(応募要件：代表研究者)

Q 1 代表研究者が研究期間中に定年を迎える場合、応募は可能か。

A 1 定年後も日本国内の大学等研究機関に常勤の研究者として所属し()、所属機関との間で委託研究契約を締結することができるのであれば可能です。

()上記に該当しない場合は、別途ご相談ください。

Q 2 代表研究者が外国人の場合、応募は可能か。

A 2 研究期間中、日本国内の大学等研究機関に常勤の研究者として所属し()、所属機関との間で委託研究契約を締結することができるのであれば可能です。

()上記に該当しない場合は、別途ご相談ください。

(応募要件：共同研究企業)

Q 3 代表研究者が大学だけでなく、ベンチャー企業等にも所属する場合、そのベンチャー企業を共同研究企業として参加させることは可能か。

A 3 本制度は大学等の研究成果(特許等)を企業に移転し企業化することを目的としています。代表研究者が代表取締役社長・取締役等の役員を務める企業については、既に研究成果が自社技術となっているとみなされ、当該企業が共同研究企業として単独で参加する課題は、本制度の趣旨に合致しません。なお、共同研究企業として複数の企業等が参加する場合は、役割等に応じて個別に判断されるため、別途ご相談ください。

Q 4 財団法人は「大学等」の定義に含まれるが、共同研究企業として応募することは可能か。

A 4 国内に法人格を有し、生産や販売など企業化に必要な行為が当該財団の事業行為として認められている場合は可能です。

Q 5 学生ベンチャーが共同研究企業として参加することは可能か。

A 5 可能です。なお、学生であっても企業研究者の立場で参加するため、その学生の人件費を直接経費から支出することはできません。

(応募要件：原権利)

Q 6 原権利について、代表研究者が発明者となっていない場合、応募は不可能か。

A 6 代表研究者が発明者である原権利が一つもない場合は応募できません。なお、原権利が複数ある場合、一部の原権利について、代表研究者が発明者ではないものが含まれていても応募は可能です。

Q 7 原権利について、出願人が共同研究企業単独の場合でも応募が可能か。

A 7 原権利の発明者に代表研究者が含まれており、大学等の研究成果とみなされる特許等であれば、応募可能です。

Q 8 原権利について、応募時点では出願準備中である場合、いつまでに出願を完了する必要があるか。

A 8 研究開始日（平成22年4月1日）の前までに出願する必要があります。

Q 9 原権利は研究期間中どのように扱われるか。

A 9 共同研究企業が本研究課題の成果を企業化する際に、原権利を実施できるよう、研究期間中は、原権利の保有者は第三者へ譲渡・実施許諾等を行わないものとします。（ただし、研究課題の企業化の障害にならないと JST 及び研究グループが認めた場合は、第三者へ譲渡・実施許諾等することが可能です。）また、原権利の所有者は、共同研究企業が原権利の実施を希望した際には、協議の上実施の許諾をすることとなります。

本研究課題に参加する大学等や企業以外に原権利の所有者がいる場合は、以上のことについて研究開始前に了解を得ておく必要があります。

（応募方法）

Q10 応募の際、中核研究機関の機関登録及び代表研究者の研究者登録が必要とあるが、共同研究機関・企業についても、e-Rad へ機関登録・研究者登録をする必要があるか。

A10 共同研究機関・企業については応募時に機関登録及び研究者登録をする必要はありません。ただし、JST と委託研究契約を締結する企業とその主たる参加研究者、中核研究機関と再委託契約を締結する大学等とその主たる参加研究者については、採択後すみやかに e-Rad へ登録する必要があります。

Q11 申請書に各研究機関の代表者の印を押す必要はあるか。

A11 e-Rad ポータルサイトから申請手続を行うため、押印の必要はありません。ただし、各機関の代表者の同意を得た上で応募してください。

（審査）

Q12 面接審査の日程は決まっているか。参加研究者のうち、面接審査に出席する必要がある者は誰か。

A12 現時点では面接審査の日程は決まっておりません。確定次第、各プラザ・サテライトのホームページ等でご案内します。なお、面接審査には代表研究者の他、共同研究企業の研究者にも出席頂くこととなります。

Q13 代表研究者に代わって他の参加研究者が面接審査を受けることは可能か。

A13 原則できません。面接審査には、代表研究者と共同研究企業の研究者に出席頂きます。

（契約）

Q14 JST から共同研究機関（大学等）に対し、直接委託することは可能か。

A14 原則できません。共同研究機関（大学等）が委託研究費を執行する場合には、中核研究機関から共同研究機関（大学等）へ再委託をしてください。

Q15 委託研究契約にあたり、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書」を提出することが必要とあるが、委託研究費を受けない共同研究機関・共同研究企業については提出する必要があるか。また再委託費を受ける共同研究機関については提出する必要があるか。

A15 委託研究費を受けない研究機関・企業、再委託費を受ける研究機関については、実施状況報告書を提出する必要はありません。なお、再委託については、委託者である中核研究機関が責任をもって、再委託先の研究機関において、ガイドラインに規定される体制整備、各種報告の提出、現地調査への協力等が行われるようにすることが求められます。

（実施体制）

Q16 代表研究者が研究期間中に所属機関を異動することとなった場合、研究を継続することは可能か。

A16 異動先が大学等研究機関であり、委託研究契約を締結可能であれば研究を継続することが可能です。なお、異動した場合においても課題担当のプラザ・サテライトは研究終了まで変わりません。

Q17 学生を研究に参加させることは可能か。

A17 大学院生については、以下の条件を全て満たす場合は、参加が認められます。なお、学部生については原則として参加は認められません。

- (a) 研究課題に参加する他の大学等や企業等から、大学院生の参加について了承が得られていること。
- (b) 研究課題に参加する大学院生を研究補助者として雇用し、発明等の取扱い、論文発表の事前承認、守秘義務について他の参加研究者と同様の義務について負うことに研究機関が大学院生と約定できること。
- (c) 学業に支障のない範囲で研究課題に従事すること。
- (d) 大学院生を学生教育研究災害傷害保険（必須）、学研災付帯賠償責任保険（任意）に加入させること。

（直接経費）

Q18 中核研究機関から企業に対し、外注を行うことは可能か。

A18 研究要素を含まないデータ分析等の請負業務を、仕様書に基づいて中核研究機関が第三者に業務を実施させることは可能です。この場合は申請書様式1の所要経費の「その他」の費目に計上してください。

なお、本研究課題における研究開発の全部または一部を、中核研究機関から企業に委託することはできません。企業が研究開発を行う場合は共同研究企業として本研究課題に参画することとし、必要に応じて、JST から当該企業に直接委託します。

Q19 企業研究者の出張旅費の支出が認められるのはどのような場合か。

A19 以下の要件を満たす場合、企業研究者に対する旅費の支出が可能です。

用務地は原則国内。

用務が次の(a)～(c)のいずれかに該当する場合。

- (a) JST の育成研究の成果として学会等で発表する場合（聴講のみは不可）
 - (b) JST からの依頼に基づき、JST が主催するシンポジウム・イベントで発表する場合
 - (c) 中間評価・事後評価に出席・発表する場合
- 研究打合せ、調査、資料収集を用務とする場合は原則不可となります。

Q20 研究に参加する大学院生の旅費は支出可能か。

A20 研究上必要と認められる場合に限り支出可能です。必要が生じた場合、個別にご相談ください。

Q21 直接経費で取得した物品等について、研究終了後の扱いはどのようになるか。

A21 大学等が取得した物品等は、研究終了後速やかに無償で大学等へ譲渡し、企業が取得した物品等は、一定の有償貸付期間を経て有償で企業へ譲渡します。なお、中核研究機関・共同研究機関・共同研究企業・JST で協議の上、中核研究機関の取得物品を共同研究企業に帰属させる等、委託先機関とは別の機関・企業に帰属する場合があります。

(様式1)

独立行政法人科学技術振興機構
イノベーション推進本部
副本部長(産学連携事業担当) 小原 満穂 殿

事務局記入欄			
受付日	平成21年	月	日
ﾌﾞｸﾞ・ﾌﾞｸﾞ		受付番号	

重点地域研究開発推進プログラム(育成研究)申請書

標記に係る募集要項を了解のうえ、下記のとおり申請します。 平成21年 月 日

課題名称			
中核研究機関(大学等)	機関名		
	(ﾌｸﾞ) 機関代表者	-----	役職
	所在地	〒	
	(ﾌｸﾞ) 代表研究者	-----	部署・役職
	代表研究者連絡先	〒 TEL/FAX : E-mail :	
	代表研究者経歴	生年・学歴・職歴・研究歴について記入してください。	
	(ﾌｸﾞ) 契約事務担当者	-----	部署・役職
	契約事務担当者連絡先	〒 TEL/FAX : E-mail :	
	府省共通研究開発管理システム(e-Rad) ID	研究者番号(代表研究者)(8桁): 研究機関番号(10桁):	
	実施状況 報告書提出日	提出済(平成 年 月 日提出) 未提出	

(共同研究企業数に応じて本表をコピーして追加してください。)

共同研究企業	機関名			
	(フリガナ) 機関代表者	-----	役職	
	本社所在地	〒 URL :		
	(フリガナ) 主たる参加 研究者	-----	部署・ 役職	
	主たる参加 研究者 連絡先	〒 TEL / FAX : E-mail :		

(共同研究機関数に応じて本表をコピーして追加してください。)

共同研究機関	機関名			
	(フリガナ) 機関代表者	-----	役職	
	所在地	〒		
	(フリガナ) 主たる参加 研究者	-----	部署・ 役職	
	主たる参加 研究者 連絡先	〒 TEL / FAX : E-mail :		

課 題 名 称	もう一度記入してください。
<p>1. 企業化しようとする技術・製品の概要</p> <p>具体的な製品像、製品の用途、核となる技術上のポイント（特許請求項の内容等）、本技術の類似技術に対する優位性（技術的項目など）、類似製品との差別化（機能、コストなど）などについて400字程度で、簡潔かつ客観的にまとめてください。</p>	
<p>2. 本研究期間中の目標の概要</p> <p>1. を最終到達目標とした場合に本研究期間での達成目標を記入してください。</p>	
<p>3. 企業化しようとする技術・製品の詳細内容</p> <p>(1) 技術・製品の内容及びその新規性・独創性・優位性</p> <p>前項にある「具体的な製品像、製品の用途、核となる技術上のポイント（特許請求項の内容等）、本技術の類似技術に対する優位性（技術的項目など）、類似製品との差別化（機能、コストなど）」等を視点として、客観的なデータ、資料を補足してご説明ください。</p> <p>(2) 企業化しようとする技術・製品の周辺動向、想定される市場の動向</p>	

4. 波及効果等

(1) 経済的な効果

製品の売価比較、市場競争力、売り上げ規模や市場占有率など、具体的なビジョンについて根拠も含めてご説明ください。

(2) 社会的な効果

本研究の目標が達成された場合に、一般市民等の生活に与える影響、インパクト等についてご説明ください。

(3) 企業化計画

研究期間終了後、企業化に向けた計画について、体制、項目、期間、企業化のタイミングなどを加味してご説明ください(終了後3年間は、特に詳細にご説明ください)。

5. 研究計画

(1) 具体的な研究の進め方

解決すべき技術課題、達成すべき数値レベル

本研究において指標となるべき性能指標と、その現状値、改善の課題、年度毎の目標値などをご説明ください(複数可)。

技術課題解決のための具体的な手段、方法及びその内容

前記指標に直接結びつく検討項目とその手法など、具体的に行う作業内容とその目的、有効性について記入してください(とあわせて、具体的なイメージがつかめないと評価できないため、客観的な説明をお願いします)。

研究期間：平成22年4月～平成 年 月（最長で平成25年3月まで）

研究項目	H22/4	H22/10	H23/4	H23/10	H24/4	H24/10	H25/3

実施体制

本研究に参加する大学等・企業及び研究者等のそれぞれの役割分担や相互関係を分かりやすく図示した形で記述してください。

参加研究者

氏名欄に、代表研究者には 印、各共同研究機関・企業において研究を中心的に進める研究者（主たる参加研究者：各1名）には 印をつけてください。

氏名	所属・役職	研究実施場所	期間	研究項目	エフォート()
					%
					%
					%
					%
					%
					%
					%
					%
					%

()エフォート：参加研究者の年間の全仕事時間（研究、教育、医療活動等を含む）を100%とした場合、本研究に必要となる時間の配分率（%）。

(2) 所要経費

全体

委託研究費を受ける大学等・企業について、機関毎に記載してください。

記入の際、中核研究機関に共同研究機関等への再委託費を含めないでください。

研究期間が2年間の場合には、平成24年度の列は削除してください。

(単位：千円)

委託研究費	機関名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計
直接経費					
	小計				
間接経費					
	小計				
総計（直接経費 + 間接経費）					

研究機関別詳細

研究機関・企業毎に所要経費の詳細を記入してください。必要に応じ、表を追加してください。

研究期間が2年間の場合には、平成24年度の列は削除してください。

研究機関名： _____

(単位：千円)

	品目 / 内容	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合計
直接経費	物品費				
	(主な内訳)				
	旅費				
	(主な内訳)				
	謝金等				
	(主な内訳)				
	その他				
	(主な内訳)				
	小 計				
間接経費 (直接経費の _____ %)					
合 計					

6. これまでの研究・調査経緯

特許・論文等については、様式2「特許・参考文献等リスト」、公的機関の研究助成あるいは補助金については様式3「公的機関の研究助成・補助金等リスト」へ記入してください。

(1) 研究実施状況及び成果

(2) 提案者間の協力関係

7. 研究実施場所

(本研究のために利用する大学等、共同研究企業の研究室について、希望する場所、理由、利用構想や空き状況等を記載してください。プラザが所管する地域においては、プラザ研究室を利用することも可能です。)

8. 予定している特殊実験とその実施場所

研究期間中に、法令・省令・倫理指針等が定められている研究・実験を予定している場合は記入してください(該当する項目を に変更してください。)

特定胚を取り扱う研究	ヒトES細胞の研究	ヒトゲノム・遺伝子解析研究
遺伝子治療臨床研究	疫学研究	臨床研究
医薬品の臨床試験	遺伝子組換え実験	動物実験
その他()		

上記に該当がある場合、研究・実験毎に、その実施場所と関連法令等に沿った措置がなされているか、また実施場所に対する申請手続の状況等について記載してください。

(様式2)

特許・参考文献等リスト

1. 特許等(原権利)

企業化に必要な特許等(原権利)を記入してください(出願準備中を含む)。

整理番号	発明の名称	出願番号 (出願年月日)	出願人	発明者	登録番号	ライセンスの可否等()

()共同研究企業等が企業化する際のライセンスの可否を記入してください。また、他の企業等に対してライセンスされている場合はその情報も記入してください。

2. 参考文献等

応募課題に関連する論文・学会発表のうち代表的なものを記入してください。

(1) 論文

(2) 学会発表

(様式3)

公的機関の研究助成・補助金等リスト

省庁・自治体・ 機関名	事業・制度 の名称	申請者 (イフォート)	課題名	研究 期間	金額 (千円)

代表研究者、共同研究機関・企業の主たる参加研究者について記入してください。

現在受けているものの他、本年度中に申請予定、現在申請中、過去3年以内に受けたものを含め、公的研究助成、補助金等は全て記入してください。

申請予定・申請中の場合は、金額の欄に「申請予定」「申請中」と付記してください。

()エフォート：参加研究者の年間の全仕事時間（研究、教育、医療活動等を含む）を100%とした場合、本研究に必要となる時間の配分率（%）

(様式4)

関連する他者の特許・参考文献等リスト

1. 他者の特許等

整理番号	発明の名称	出願番号 (出願年月日)	出願人	発明者	登録番号

2. 参考文献等

(1) 論文

(2) 学会発表

(別表1)

研究分野表

コード	重点研究分野	研究区分
0101	ライフサイエンス	ゲノム
0102	ライフサイエンス	医学・医療
0103	ライフサイエンス	食料科学・技術
0104	ライフサイエンス	脳科学
0105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス
0106	ライフサイエンス	環境・生態
0107	ライフサイエンス	物質生産
0189	ライフサイエンス	共通基礎研究
0199	ライフサイエンス	その他
0201	情報通信	高速ネットワーク
0202	情報通信	セキュリティ
0203	情報通信	サービス・アプリケーション
0204	情報通信	家電ネットワーク
0205	情報通信	高速コンピューティング
0206	情報通信	シミュレーション
0207	情報通信	大容量・高速記憶装置
0208	情報通信	入出力 ^{*1}
0209	情報通信	認識・意味理解
0210	情報通信	センサ
0211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価
0212	情報通信	ソフトウェア
0213	情報通信	デバイス
0289	情報通信	共通基礎研究
0299	情報通信	その他
0301	環境	地球環境
0302	環境	地域環境
0303	環境	環境リスク
0304	環境	循環型社会システム
0305	環境	生物多様性
0389	環境	共通基礎研究
0399	環境	その他
0401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(電子・磁気・光学応用等)
0402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(構造材料応用等)
0403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス
0404	ナノテク・材料	ナノ医療
0405	ナノテク・材料	ナノバイオロジー
0406	ナノテク・材料	エネルギー・環境応用
0407	ナノテク・材料	表面・界面
0408	ナノテク・材料	計測技術・標準
0409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス
0410	ナノテク・材料	基礎物性
0411	ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション
0412	ナノテク・材料	安全空間創成材料
0489	ナノテク・材料	共通基礎研究
0499	ナノテク・材料	その他

コード	重点研究分野	研究区分
0501	エネルギー	化石燃料・加工燃料
0502	エネルギー	原子力エネルギー
0503	エネルギー	自然エネルギー
0504	エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
0505	エネルギー	環境に対する負荷の軽減
0506	エネルギー	国際社会への協力と貢献
0589	エネルギー	共通基礎研究
0599	エネルギー	その他
0601	ものづくり技術	高精度技術
0602	ものづくり技術	精密部品加工
0603	ものづくり技術	高付加価値極限技術(マイクロマシン等)
0604	ものづくり技術	環境負荷最小化
0605	ものづくり技術	品質管理・製造現場安全確保
0606	ものづくり技術	先進的ものづくり
0607	ものづくり技術	医療・福祉機器
0608	ものづくり技術	アセンブリープロセス
0609	ものづくり技術	システム
0689	ものづくり技術	共通基礎研究
0699	ものづくり技術	その他
0701	社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
0702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
0703	社会基盤	超高度防災支援システム
0704	社会基盤	事故対策技術
0705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
0706	社会基盤	有害危険・危惧物質等安全対策
0721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
0722	社会基盤	広域地域研究
0723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
0724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
0725	社会基盤	バリアフリー
0726	社会基盤	ユニバーサルデザイン化
0789	社会基盤	共通基礎研究
0799	社会基盤	その他
0801	フロンティア	宇宙科学(天文を含む)
0802	フロンティア	宇宙開発利用
0821	フロンティア	海洋科学
0822	フロンティア	海洋開発
0889	フロンティア	共通基礎研究
0899	フロンティア	その他
0900	人文・社会	
1000	自然科学一般	

*1: 情報通信システムとの入出力を容易にする技術。
ただし、コード209~211を除く。

(別表2)

キーワード表

コード	キーワード	コード	キーワード	コード	キーワード
001	遺伝子	044	暗号・認証等	087	環境分析
002	ゲノム	045	セキュア・ネットワーク	088	公害防止・対策
003	蛋白質	046	高信頼性ネットワーク	089	生態系修復・整備
004	糖	047	著作権・コンテンツ保護	090	環境調和型農林水産
005	脂質	048	ハイパフォーマンス・コンピューティング	091	環境調和型都市基盤整備・建築
006	核酸	049	ディベンダブル・コンピューティング	092	自然共生
007	細胞・組織	050	アルゴリズム	093	政策研究
008	生体分子	051	モデル化	094	磁気記録
009	生体機能利用	052	可視化	095	半導体超微細化
010	発生・分化	053	解析・評価	096	超高速情報処理
011	脳・神経	054	記憶方式	097	原子分子処理
012	動物	055	データストレージ	098	走査プローブ顕微鏡(STM, AFM, STS, SNOIM, 他)
013	植物	056	大規模ファイルシステム	099	量子ドット
014	微生物	057	マルチモーダルインターフェース	100	量子細線
015	ウイルス	058	画像・文章・音声等認識	101	量子井戸
016	行動学	059	多言語処理	102	超格子
017	進化	060	自動タブ付け	103	分子機械
018	情報工学	061	バーチャルリアリティ	104	ナノマシン
019	プロテオーム	062	エージェント	105	トンネル現象
020	トランスレーショナルリサーチ	063	スマートセンサ情報システム	106	量子コンピュータ
021	移植・再生医療	064	ソフトウェア開発効率化・安定化	107	DNAコンピュータ
022	医療・福祉	065	ディレクトリ・情報検索	108	スピエレクトロニクス
023	再生医学	066	コンテンツ・アーカイブ	109	強相関エレクトロニクス
024	食品	067	システムオンチップ	110	ナノチューブ・フラレーン
025	農林水産物	068	デバイス設計・製造プロセス	111	量子閉じ込め
026	組換え食品	069	高密度実装	112	自己組織化
027	バイオテクノロジー	070	先端機能デバイス	113	分子認識
028	痴呆	071	低消費電力・高エネルギー密度	114	少数電子素子
029	癌	072	ディスプレイ	115	高性能レーザー
030	糖尿病	073	リモートセンシング	116	超伝導材料・素子
031	循環器・高血圧	074	モニタリング(リモートセンシング以外)	117	高効率太陽光発電材料・素子
032	アレルギー・ぜんそく	075	大気現象	118	量子ビーム
033	感染症	076	気候変動	119	光スイッチ
034	脳神経疾患	077	水圏現象	120	フォトリック結晶
035	老化	078	土壌圏現象	121	微小共振器
036	薬剤反応性	079	生物圏現象	122	テラヘルツ/赤外材料・素子
037	バイオ関連機器	080	環境質定量化・予測	123	ナノコンタクト
038	フォトリックネットワーク	081	環境変動	124	超分子化学
039	先端的通信	082	有害化学物質	125	MBE、エピタキシャル
040	有線アクセス	083	廃棄物処理	126	1分子計測(SMD)
041	インターネット高度化	084	廃棄物再資源化	127	光ピンセット
042	移動体通信	085	大気汚染防止・浄化	128	(分子)モーター
043	衛星利用ネットワーク	086	水質汚濁・土壌汚染防止・浄化	129	酵素反応

(参考1)

間接経費の取扱い等について

間接経費の取扱いは、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ 平成21年3月27日改正）における「間接経費の主な使途の例示」を踏まえ、下記によるものとする。

間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的には、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

- 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など

(2) 研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 特許関連経費

- 生命倫理に関する審査に係る必要経費

- 研究棟の整備、維持及び運営経費

- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

- 設備の整備、維持及び運営経費

- ネットワークの整備、維持及び運営経費

- 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

- 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

- 図書館の整備、維持及び運営経費

- ほ場の整備、維持及び運営経費 など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費

- 広報事業に係る経費 など

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(参考2)

JSTは男女共同参画を推進しています！

JSTでは、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議では、平成22年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第3期科学技術基本計画 (<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index3.html>)において、「女性研究者の活躍促進」について述べています。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多様な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。その一環として、「期待される女性研究者の採用目標は、自然科学系全体としては25%」と具体的数値目標が示されています。

JSTでは、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長
北澤 宏一

さらなる飛躍に向けて

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましよう。

研究者に占める女性の割合は、13.0%（平成19年度末現在。平成20年度科学技術研究調査報告（総務省）より）。上昇傾向にあるもののまだまだとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護等で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

このそれぞれの課題に対しては、国としても取り組みが行われています。同時に、女性自身の意識改革も必要であると思います。「もうこれ以上は無理」、「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、ステップアップに向けてチャレンジして欲しいと思います。

この機会に応募して、自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロール・モデルとなっていっていただければと願っています。

独立行政法人科学技術振興機構 男女共同参画主監
小館 香椎子
（日本女子大学教授）

【お問い合わせ・応募書類送付先一覧】

1. JSTイノベーションプラザ

北海道 〒060-0819 北海道札幌市北区北19条西11丁目

Tel . 011-708-1181 Fax . 011-708-1185

<http://www.sapporo.jst-plaza.jp/>

宮城 〒989-3204 宮城県仙台市青葉区南吉成6-6-5

Tel . 022-719-5755 Fax . 022-719-5756

<http://www.miyagi.jst-plaza.jp/>

石川 〒923-1211 石川県能美市旭台2-13 いしかわサイエンスパーク内

Tel . 0761-52-0781 Fax . 0761-52-0787

<http://www.ishikawa.jst-plaza.jp/>

東海 〒457-0063 愛知県名古屋市南区阿原町23-1

Tel . 052-829-3160 Fax . 052-829-3161

<http://www.tokai.jst-plaza.jp/>

京都 〒615-8245 京都府京都市西京区御陵大原1-30

Tel . 075-383-1300 Fax . 075-383-1301

<http://www.kyoto.jst-plaza.jp/>

大阪 〒594-1144 大阪府和泉市テクノステージ3-1-10

Tel . 0725-51-3350 Fax . 0725-51-3360

<http://www.osaka.jst-plaza.jp/>

広島 〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-10-23

Tel . 082-493-8235 Fax . 082-493-8236

<http://www.hiroshima.jst-plaza.jp/>

福岡 〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜3-8-34

Tel . 092-851-8169 Fax . 092-851-8230

<http://www.fukuoka.jst-plaza.jp/>

2. JSTイノベーションサテライト

岩手 〒020-0852 岩手県盛岡市飯岡新田3-35-2 岩手県先端科学技術センター内

Tel . 019-635-0727 Fax . 019-635-0818

<http://www.iwate-jst-satellite.jp/>

茨城 〒305-0047 茨城県つくば市千現2-1-6 つくば研究支援センターA棟3階

Tel . 029-898-9533 Fax . 029-898-9663

<http://www.ibaraki-jst-satellite.jp/>

新潟 〒940-2127 新潟県長岡市新産4丁目1番地9 NICOテクノプラザ2階

Tel . 0258-21-0250 Fax . 0258-21-0257

<http://www.niigata-jst-satellite.jp/>

静岡 〒432-8561 静岡県浜松市中区城北3-5-1 静岡大学イノベーション共同研究センター内

Tel . 053-412-2511 Fax . 053-412-2520

<http://shizuoka-jst-satellite.jp/>

滋賀 〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが21 1階

Tel . 077-511-1440 Fax . 077-511-1441

<http://www.shiga-jst-satellite.jp/>

徳島 〒770-8506 徳島県徳島市南常三島町2-1 徳島大学産学官連携プラザ
ベンチャービジネス育成研究室4階

Tel . 088-611-3117 Fax . 088-611-3118

<http://www.tokushima-jst-satellite.jp/>

高知 〒782-8502 高知県香美市土佐山田町宮ノ口185 高知工科大学C-305号室

Tel . 0887-57-4800 Fax . 0887-57-4801

<http://www.kochi-jst-satellite.jp/>

宮崎 〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル6F

Tel . 0985-24-0564 Fax . 0985-24-0584

<http://www.miyazaki-jst-satellite.jp/>

3. JST本部

イノベーション推進本部 地域事業推進部（事業推進担当）

担当 鶴峰、大垣

住所：〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3

Tel : 03-5214-8419 Fax : 03-5214-8487 E-mail : jstsate@jst.go.jp